

「遺言書の基礎知識」

< 1. 遺言書の種類 >

c. 秘密証書遺言書

○作成方法

遺言の内容（ワープロで作成・代筆可）を記載した書面に署名（必ず自署）押印して封筒に入れて封じます（封印は、遺言書に押印した印と同一の事）。

その後、公証人の先生と証人2名の前にその封書を提出して以下の作業を行う事で作成されます。

- ・ 遺言者が、自分自身の遺言書である旨と自分の氏名住所を申し述べます。
- ・ 公証人が、遺言書の入った封筒の上に日付及び遺言者の申し述べた内容を記載します。
- ・ 遺言者と証人2名は、遺言書の入った封筒に署名押印します。

○押印について

押印は、認印でも可能です。

○遺言書の保管方法

遺言書は、遺言者本人または遺言者が信頼出来る人が保管します。

○家庭裁判所の検認

自筆証書遺言と同様に家庭裁判所での検認が必要です。

「遺言書の基礎知識」

< 1. 遺言書の種類 >

c. 秘密証書遺言書

<長所>

- ①変造の恐れが少ない。
- ②遺言内容を秘密に出来る。

<短所>

- ①紛失の恐れがあります。
- ②遺言書が発見されない可能性があります。
- ③要件不備による無効の恐れがあります。
- ④自筆証書遺言と比べると遺言内容をワープロで書いたり代筆して貰うメリットがある程度なのに公証役場への手数料は必要な上、証人2名の手配も必要となる